

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定処分において非公開とした部分のうち、別表中公文書8の(2)から(4)まで、(6)から(10)まで及び(12)並びに公文書9の(1)から(4)までに掲げるものについては公開すべきであり、その他の部分を非公開とした判断は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年2月18日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「那賀川南岸土地改良区に係る（R3年2月に定期検査した経緯経過が分かる書類 法人検査課、農林水産部阿南）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年3月31日、実施機関は、別表に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、公文書1についてはその全てを公開する公文書公開決定処分（本件審査請求外）を、公文書2から公文書11までについてはこれらの公文書に記録された情報のうち条例第8条各号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を、公文書12から公文書14までについてはその全部を非公開とする公文書非公開決定処分（本件審査請求外）を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年4月5日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年3月14日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件処分に対する審査請求につき、諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分に係る審査請求書には、「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求書には、「県は、本来あるべき書類（多面的事業及び国営事業等の契約による公布金等の書類がないので出せ。また、員外監事による氏名有の監査した書類があるので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由及び審査請求人の主張に対する説明は、おおむね次のとおりである。

1 那賀川南岸土地改良区に対し実施した検査について

法人検査課は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第132条第1項及び徳島県土地改良区等検査要綱第4条の規定に基づき、土地改良区に対して、原則として3年ごとに定期検査を実施するとともに、特に必要があると認めた場合に特別検査を実施している。

また、土地改良法第133条第1項の規定に基づき、当該土地改良区の組合員等から請求があった場合に、請求検査を実施している。

令和2年度に、法人検査課は那賀川南岸土地改良区（以下「被検査団体」という。）に対し、令和2年12月16日及び令和3年2月15日から同月24日までの期間、定期検査を実施した。

2 本件請求の対象公文書について

本件請求があった令和3年12月18日時点において、法人検査課が保有する令和2年度の被検査団体の検査に関する公文書は別表記載の公文書1から公文書14と特定した。このうち本件処分に関する公文書は公文書2から公文書11である。

なお、公文書2から公文書11は本検査前に被検査団体に対して提出を求めた資料である。

3 条例第8条第1号の該当性について

(1) 公文書3の(2)について

当該情報は、被検査団体の役員個人の「年齢」についての情報である。これらは、個人の社会、経済活動における重要な情報であり、個人の利益が害されることのないよう最大限の配慮をしなければならない情報であるため、本号に該当する。

(2) 公文書3の(3)、公文書4の(1)、公文書6の(1)及び公文書8の(1)について

当該情報は、被検査団体の職員の「氏名」、「年齢」、「採用年月日」、「辞令交付有無」、「厚生年金加入有無」、「年収額」、「職名」についての情報である。これらは特定の個人を識別することができるもの、又は、個人の社会、経済活動における重要な情報であり、当該個人が類推され、個人の利益が害されることのないよう最大限の配慮をしなければならない情報であるため、本号に該当する。

(3) 公文書4の(5)、公文書5の(5)、公文書6の(5)及び(11)、公文書7の(5)、公文書8の(5)及び(11)、公文書9の(5)、公文書10の(6)並びに公文書11の(2)について

当該情報は、被検査団体の監事個人の「印影」についての情報である。これらは、個人の社会、経済活動における重要な情報であり、個人の利益が害されることのないよう最大限の配慮をしなければならない情報であるため、本号に該当する。

4 条例第8条第2号の該当性について

(1) 公文書2の(1)及び公文書3の(1)について

当該情報は、被検査団体の理事長印の印影である。代表者印は、認証的機能を有するものであり、これを公にすることにより、偽造される恐れがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあり、本号に該当する。

(2) 公文書3の(5)及び(7)、公文書4の(4)、公文書5の(2)、公文書6の(4)、公文書7の(2)、公文書8の(4)並びに公文書9の(2)について

当該情報は、被検査団体が組合員から徴収する賦課金に関する情報である。これらの情報は、内部管理情報であり、被検査団体の意思に関わりなく公にすることにより、被検査団体の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、本号に該当する。

(3) 公文書3の(4)について

当該情報は、被検査団体の財務内容、組織管理、事業運営等における是正または改善を要する事項に関する情報である。これらの情報は、内部管理情報であり、被検査団体の意思に関わりなく公にすることにより、被検査団体の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、本号に該当する。

(4) 公文書3の(6)、公文書4の(2)、(3)、(17)及び(18)、公文書5の(1)、公文書6の(2)、(3)、(19)及び(20)、公文書7の(1)、公文書8の(2)、(3)、(18)及び(19)並びに公文書9の(1)について

当該情報は、被検査団体の預入及び借入に関する情報である。これらの情報は、公にすることにより被検査団体の事業運営に係る重要事項等が分析され、被検査団体の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、本号に該当する。

(5) 公文書3の(8)について

当該情報は、被検査団体が管理する転用地積と決済金及びその件数である。これらの情報は、内部管理情報であり、被検査団体の意思に関わりなく公にすることにより、被検査団体の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、本号に該当する。

(6) 公文書3の(9)、公文書4の(6)から(9)まで及び(12)から(16)まで、公文書5の(3)及び(6)、公文書6の(6)から(10)及び(14)から(18)まで、公文書7の(3)及び(6)、公文書8の(6)から(10)まで及び(14)から(17)まで、公文書9の(3)及び(6)、公文書10の(1)から(5)まで並びに公文書11の(1)について

当該情報は、被検査団体の予算及び決算に関する収支内訳を示す情報であり、「款」、「項」、「目」に分類される科目のうち、「項」、「目」に該当する部分である。これらの情報は、公にすることにより、被検査団体の事業運営に係る重要

事項等が分析され、被検査団体の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、本号に該当する。

(7) 公文書4の(10)、公文書5の(4)、公文書6の(12)、公文書7の(4)、公文書8の(12)及び公文書9の(4)について

当該情報は、被検査団体が所有する財産に関する情報である。これらの情報は、公にすることにより、被検査団体の事業運営に係る重要事項等が分析され、被検査団体の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、本号に該当する。

(8) 公文書4の(11)、公文書6の(13)及び公文書8の(13)について

当該情報は、被検査団体が実施する事業の事業費に関する情報である。これらの情報は、公にすることにより、被検査団体の事業運営に係る重要事項等が分析され、被検査団体の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、本号に該当する。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、多面的機能支払交付金や国営事業等の契約に係る書類、員外監事による監査に係る書類を公開するよう求めていると推察される。しかし、法人検査課の保有する請求対象公文書は別表記載の公文書1から公文書14のみである。そのため、審査請求人が公開を求める書類について、法人検査課は保有していない。

6 結論

以上により、別表記載のとおり、本件請求に係る公文書のうち、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とし、その他の部分は公開する本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和6年3月14日	諮問
令和7年6月25日 第1部会（第24回）	審議
同年 7月28日 第1部会（第25回）	審議

第6 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案において審査の対象となる公文書について

本件請求は、令和3年2月に実施された、令和2年度那賀川南岸土地改良区の定期

検査に関する公文書のうち、法人検査課において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、令和2年度那賀川南岸土地改良区の定期検査に関する本件公文書のうち、公文書1から公文書11までについて本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、あるべき書類として、多面的機能支払交付金や国営事業等の契約に係る書類並びに員外監事の氏名が記載された監査に係る書類がない旨主張しており、公文書の特定について争っている。

実施機関における土地改良区の検査は、徳島県土地改良区等検査実施要領（以下「実施要領」という。）の定めるところにより実施されている。実施要領の第6の3では、検査担当職員は実施要領の別紙様式4による土地改良区検査提出資料の提出を求めるものとされているが、多面的機能支払交付金や国営事業等の契約に係る書類は、実施要領に基づき提出すべき書類には含まれていない。また、本件公文書中の監査意見書（公文書4の(5)、公文書5の(5)等）には、監事の氏名が記載されているが、これらの記載の監事が員外監事であるかどうかは、本件審査請求の審査には無関係な事項である。

したがって、実施機関が特定した公文書には特段の不足はないため、公文書1から公文書11までのうち実施機関が非公開とした部分について、当該非公開とした部分が条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当するかどうかを、以下検討することとする。

2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、個人の権利利益を保護する観点から、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として定めたものである。

(2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要がある。例えば、経営方針、財務管理、労務管理など事業者の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を自ら選択する利益を有する情報（以下「内部管理情報」という。）については、これを当該事業者の意思にかかわらず公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあると考えられる。

(3) 土地改良区における判断について

土地改良区関係の公文書に記録された非公開情報については、審査会の前身である徳島県情報公開審査会が行った答申（平成27年2月27日付け答申第139号。以下「平成27年答申」という。）の中で、条例第8条各号に掲げる非公開情報該当性の判断が行われており、本件事案においては、(1)、(2)及び(3)のほか、平成27年答申を参考として、別紙に掲げる非公開部分の非公開情報該当性を判断することとする。

(4) 土地改良法改正後の判断について

土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）により土地改良法の一部が改正され、土地改良区の決算関係書類については、平成30事業年度のものから公表が義務付けられている。これは、土地改良区は、法律により高い公共性を付与された団体であり、税制上の特別の地位も認められていることから、土地改良区の会計について透明性の向上を図り、社会的な説明責任を果たしていく必要があることによるものである。

上記法改正後は、土地改良区においては、会計年度終了後に出納整理を行い、決算関係書類を作成し、監事による監査を受け、理事会及び総代会の承認を経て、会計年度の翌々年度から決算関係書類を公表することとなる。

したがって、土地改良区の決算関係書類に記録された情報のうち、本件請求時において、すでに公表されているものについては、これを公開しても当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがないといえるから、当該公表されている情報は、条例第8条第2号には該当しない。

3 実施機関が非公開とした部分の非公開情報該当性について

(1) 条例第8条第1号の該当性について

ア 公文書3の(2)について

本件土地改良区の役員の年齢についての情報である。これは、個人に関する情報であって、他の情報と照合することで特定の個人を識別できるものであるため、条例第8条第1号に該当する。

イ 公文書3の(3)、公文書4の(1)、公文書6の(1)及び公文書8の(1)について

本件土地改良区の職員の氏名、年齢、採用年月日、辞令交付有無、厚生年金加入有無、年収額及び職名についての情報である。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第8条第1号に該当する。

ウ 公文書4の(5)、公文書5の(5)、公文書6の(5)、公文書7の(5)、公文書8の(5)及び(11)、公文書9の(5)及び公文書10の(6)について

本件土地改良区の監事の個人印の印影である。これは、その表示により特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第8条第1号に該当する。

(2) 条例第8条第2号の該当性について

ア 公文書2の(1)及び公文書3の(1)について

本件土地改良区の理事長印の印影である。これを公にすると、印章を偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、当該土地改良区の財産等を侵害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

イ 公文書3の(5)及び(7)、公文書4の(4)、公文書5の(2)、公文書6の(4)、公文書7の(2)、公文書8の(4)並びに公文書9の(2)について

本件土地改良区が組合員から徴収する賦課金に関する情報である。これは、当該土地改良区が保有する債権の処理状況を示した、財務の管理に関する内部管理情報であり、これを当該土地改良区的意思にかかわらず公にすることは、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められるため、当該情報は条例第8条第2号に該当する。

ただし、公文書8の(4)並びに公文書9の(2)については、本件請求時においては、本件土地改良区により決算関係書類としてすでに公表されている内容に含まれているから、条例第8条第2号には該当しない。

ウ 公文書3の(4)について

当該情報は、本件土地改良区の財務内容、組織管理、事業運営等における是正または改善を要する事項に関する情報である。これらの情報は、当該土地改良区の内部管理情報であり、その意思に関わりなく公にすることにより、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、条例第8条第2号に該当

する。

エ 公文書3の(6)、公文書4の(2)、(3)、(17)及び(18)、公文書5の(1)、公文書6の(2)、(3)、(19)及び(20)、公文書7の(1)、公文書8の(2)、(3)、(18)及び(19)並びに公文書9の(1)について

本件土地改良区の預入及び借入に関する情報である。これらの情報は、当該土地改良区の財務の管理に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

ただし、公文書8の(2)及び(3)並びに公文書9の(1)については、本件請求時においては、那賀川南岸土地改良区により決算関係書類としてすでに公表されている内容に含まれているから、条例第8条第2号には該当しない。

オ 公文書3の(8)について

本件土地改良区が管理する用水系統ごとの転用地積、決済金及び件数である。

平成27年答申は、転用地積の合計及び決済金の合計額は、土地改良区の内部管理情報には当たらず、公開すべきとしている。

しかし、オはこれより詳細な情報であるから、本件土地改良区の内部管理情報に当たるものであり、これを当該土地改良区的意思にかかわらず公にすることは、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

カ 公文書3の(9)、公文書4の(6)から(9)まで及び(12)から(16)まで、公文書5の(3)及び(6)、公文書6の(6)から(10)及び(14)から(18)まで、公文書7の(3)及び(6)、公文書8の(6)から(10)まで及び(14)から(17)まで、公文書9の(3)及び(6)、公文書10の(1)から(5)まで並びに公文書11の(1)について

本件土地改良区の予算及び決算に関する収支内訳を示す情報であり、大きい方から款、項及び目として類型化されている予算書及び決算書の科目名のうち、項及び目に対応する部分である。

平成27年答申は、款に対応する情報は公開すべきであり、その他の情報については、公にすることにより土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれが認められるため、条例第8条第2号に該当し、非公開が妥当としている。

そうすると、カの情報は、公にすることにより本件土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

ただし、公文書8の(6)から(10)まで及び公文書9の(3)については、本件請求時においては、本件土地改良区により決算関係書類としてすでに公表されている内容に含まれているから、条例第8条第2号には該当しない。

キ 公文書4の(10)、公文書5の(4)、公文書6の(12)、公文書7の(4)、公文書8の(12)及び公文書9の(4)について

当該土地改良区が所有する財産に関する情報である。

平成27年答申は、大科目、中科目及び小科目に類型化されている土地改良区の財産目録中の科目名のうち、大科目に対応する科目名及び科目ごとの金額については公開すべき情報であるが、中科目及び小科目に対応するものについては基本的に内部管理情報に該当するとしている。

キの情報、小科目に該当する情報であり、当該情報は、公にすることにより本件土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

ただし、公文書8の(12)及び公文書9の(4)については、本件請求時においては、本件土地改良区により決算関係書類としてすでに公表されている内容に含まれているから、条例第8条第2号には該当しない。

ク 公文書4の(11)、公文書6の(13)及び公文書8の(13)について

本件土地改良区が実施する事業の事業費内訳である。これらの情報は、土地改良区の内部管理情報であり、公にすることにより当該土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

(3) 小括

したがって、本件処分において実施機関が非公開とした部分のうち、公文書8の(2)から(4)まで、(6)から(10)まで及び(12)並びに公文書9の(1)から(4)までに掲げるものについては、すでに決算関係書類において公表されている内容に含まれているから、条例の非公開情報に該当しないが、その他の部分については条例の非公開情報に該当する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	

別表

公文書の件名	非公開部分	条例第8条の該当する号	
公文書1 令和2年12月11日 付け立案文書「検査の 実施について（那賀川 南岸土地改良区）」			
公文書2 検査必要書類提出につ いて	土地改良区理事長印の印影	(1)	第2号
公文書3 土地改良区検査事前提 出資料	表紙の土地改良区理事長印の印影	(1)	第2号
	「6 役員 別紙(3) 役員名簿」の年齢の欄	(2)	第1号
	「7 職員 (2) 職員名簿」の氏名から職名までの欄	(3)	第1号
	「10 監査」の主な指摘事項	(4)	第2号
	「11 組合員の賦課徴収状況」に係る既存資料の賦課 調定額から未収額までの欄	(5)	第2号
	「第3 経理の状況 1 農林公庫資金」の借入利息から償 還期限までの欄(ただし、未償還元金の合計額を除く)	(6)	第2号

	「第3 経理の状況 2 特別賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(7)	第2号
	「12 農地転用及び決済金徴収状況」の決裁件数から同左金額までの欄	(8)	第2号
	「15 出納の状況」に係る別冊資料の収入から差引残高までの欄（合計を除く）	(9)	第2号
公文書4 通常総代会議案書（案） （平成30年3月9日開催分）	「目次」の事務局長の氏名	(1)	第1号
	第2号議案の「第4. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入元金から償還期限までの欄（総合計欄を除く）	(2)	第2号
	第2号議案の「第4. 経理の状況 2. 一時借入金」の年月日から付記までの欄	(3)	第2号
	第2号議案の「第4. 経理の状況 3. 賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(4)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第1号
	第3号議案の「平成28年度一般会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(6)	第2号
	第3号議案の「平成28年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(7)	第2号
	第3号議案の「平成28年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(8)	第2号
	第3号議案の「支線会計収支決算」の各支線決算書の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(9)	第2号
	第4号議案の「財産目録」の小科目の内容及び金額	(10)	第2号
	第5号議案「平成30年度事業計画（案）決議の件」の予定事業費	(11)	第2号
	第6号議案「平成30年度一般会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(12)	第2号
	第7号議案「平成30年度特別会計小水力発電事業収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(13)	第2号
	第8号議案「平成30年度積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(14)	第2号
	第9号議案「平成30年度特別事業積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(15)	第2号

	第10号議案の「平成30年度支線会計収支予算(案)決議の件」の各支線収支予算書(案)の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(16)	第2号
	第13号議案「平成30年度一時借入(案)決議の件」の「1.借入先」から「6.償還財源」までの欄	(17)	第2号
	第14号議案「平成30年度現金預入先(案)決議の件」の預入先	(18)	第2号
公文書5 通常総代会議案書別冊(案)	第15号議案の「第3.経理の状況 1.農林公庫資金」の借入利息から償還期限までの欄(ただし、未償還元金の合計欄を除く)	(1)	第2号
	第15号議案の「第3.経理の状況 2.特別賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(2)	第2号
	第16号議案の「平成28年度国営附帯県営農地防災事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第2号
	第17号議案「平成28年度国営附帯県営農地防災事業財産目録承認の件」(1)流動資産(2)負債の各年度の借入額及び償還期限	(4)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第1号
	第18号議案「平成30年度国営附帯県営農地防災事業積立金会計収支予算書(案)」の項、目の本年度予算額から付記までの欄	(6)	第2号
公文書6 通常総代会議案書(案) (平成31年3月5日開催)	「目次」の事務局長の氏名	(1)	第1号
	第1号議案の「第4.経理の状況 1.農林公庫資金」の借入元金から償還期限までの欄(総合計欄を除く)	(2)	第2号
	第1号議案の「第4.経理の状況 2.一時借入金」の年月日から付記までの欄	(3)	第2号
	第1号議案の「第4.経理の状況 3.賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(4)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第1号
	第2号議案の「平成29年度一般会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(6)	第2号
	第2号議案の「平成29年度特別会計小水力発電事業収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(7)	第2号
	第2号議案の「平成29年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(8)	第2号

	第2号議案の「平成29年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(9)	第2号
	第2号議案の「支線会計収支決算」の各支線決算書の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(10)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(11)	第1号
	第3号議案の「財産目録」の小科目の内容及び金額	(12)	第2号
	第4号議案「平成31年度事業計画(案)決議の件」の予定事業費	(13)	第2号
	第5号議案「平成31年度一般会計収支予算書(案)」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(14)	第2号
	第6号議案「平成31年度特別会計小水力発電事業収支予算書(案)」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(15)	第2号
	第7号議案「平成31年度積立金会計収支予算書(案)」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(16)	第2号
	第8号議案「平成31年度特別事業積立金会計収支予算書(案)」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(17)	第2号
	第9号議案の「平成31年度支線会計収支予算(案)決議の件」の各支線収支予算書(案)の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(18)	第2号
	第12号議案「平成31年度一時借入(案)決議の件」の「1.借入先」から「6.償還財源」までの欄	(19)	第2号
	第13号議案「平成31年度現金預入先(案)決議の件」の預入先	(20)	第2号
公文書7 平成31年度通常総代会議案書 別冊(案)	第17号議案の「第3.経理の状況 1.農林公庫資金」の借入利息から償還期限までの欄(ただし、未償還元金の合計欄を除く)	(1)	第2号
	第17号議案の「第3.経理の状況 2.特別賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(2)	第2号
	第18号議案の「平成29年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支決算書」の項、目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第2号
	第19号議案「平成29年度国営附帯県営農地防災事業 財産目録承認の件」(1)流動資産(2)負債の各年度の借入額及び償還期限	(4)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第1号

	第20号議案「平成31年度国営附帯県営農地防災事業積立金会計収支予算書(案)」の項、目の本年度予算額から付記までの欄	(6)	第2号
公文書8	「目次」の事務局長の名前	(1)	第1号
通常総代会議案書(案) (令和2年3月5日開催分)	第1号議案の「第4. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入元金から償還期限までの欄	(2)	第2号
	第1号議案の「第4. 経理の状況 2. 一時借入金」の年月日から付記までの欄	(3)	第2号
	第1号議案の「第4. 経理の状況 3. 賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(4)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第1号
	第2号議案の「平成30年度一般会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(6)	第2号
	第2号議案の「平成30年度特別会計小水力発電事業収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(7)	第2号
	第2号議案の「平成30年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(8)	第2号
	第2号議案の「平成30年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(9)	第2号
	第2号議案の「支線会計収支決算」の各支線決算書の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(10)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(11)	第1号
	第3号議案の「財産目録」の小科目の内容及び金額	(12)	第2号
	第4号議案「令和2年度事業計画(案)決議の件」の予定事業費	(13)	第2号
	第5号議案「令和2年度一般会計収支予算書」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(14)	第2号
	第6号議案「令和2年度積立金会計収支予算書(案)」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(15)	第2号
第7号議案「令和2年度特別事業積立金会計収支予算書(案)」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(16)	第2号	
第8号議案の「令和2年度支線会計収支予算(案)決議の件」の各支線収支予算書(案)の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(17)	第2号	

	第11号議案「令和2年度一時借入（案）決議の件」の「1. 借入先」から「6. 償還財源」までの欄	(18)	第2号
	第12号議案「令和2年度現金預入先（案）決議の件」の預入先	(19)	第2号
公文書9 令和2年度 通常総代会議案書 別冊（案）	第15号議案の「第3. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入利息から償還期限までの欄	(1)	第2号
	第15号議案の「第3. 経理の状況 2. 特別賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(2)	第2号
	第16号議案の「平成30年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第2号
	第17号議案「平成30年度国営附帯県営農地防災事業 財産目録承認の件」(1)流動資産(2)負債の各年度の借入額及び償還期限	(4)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第1号
	第18号議案「令和2年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(6)	第2号
公文書10 令和元年度収支決算承認の件	「平成31・令和元年度一般会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(1)	第2号
	「令和元年度特別会計小水力発電事業収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(2)	第2号
	「平成31・令和元年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第2号
	「平成31・令和元年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(4)	第2号
	「支線会計収支決算」の各支線決算書の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(5)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(6)	第1号
公文書11 令和元年度国営附帯県営農地防災事業積立金会計収支決算承認の件	「令和元年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支決算書」の項、目の本年度決算額から付記までの欄	(1)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(2)	第1号

公文書 1 2 令和 2 年度那賀川南岸 土地改良区定期検査に 係る事前提出資料のう ち金銭出納簿	全て	(1)	第 2 号
公文書 1 3 令和 2 年度那賀川南岸 土地改良区定期検査に 係る事前提出資料のう ち収支簿	全て	(1)	第 2 号
公文書 1 4 令和 2 年度那賀川南岸 土地改良区定期検査に 係る事前提出資料のう ち残高証明書	全て	(1)	第 2 号